

第二 1907年「癩予防ニ関スル件」

東京には公立の全生病院があるが、本多の報告書に、全生病院が「満員ナルトキハ是ヲ一時当園ニ收容シ置キテ其欠員ヲ生ズルヲ俟ツテ再ビ職員ニ命ジテ病院へ送致スルモノナリ」と記されているように、慰養園は全生病院への隔離を補完する役割を与えられていた。

入所者の生活状態については、6畳の1部屋に2、3人が生活し、1舎は7、8部屋から構成され、各舎には「信仰確立、修養練習、園治精通ノ人望アルモノ」が舎長として配置され、「特ニ警察ヨリ送致セラレタル者ノミヲ收容シアル放浪癩患者ノ舎ニハ最モ園長ノ信認ヲ受ケタル人格高キ癩患者」が舎長として配置されていた。園側に選ばれた入所者が、他の入所者を管理するというシステムが導入されていたことがわかる。

このような、本多の報告書を読むと、慰養園は、全生病院と一体化しているように理解されるが、本多は、慰養園の「宗教的慈愛」を高く評価し、「是レ公立ノ癩養所ニハ求メテ得ザル霊果ナル」と感動している。そして、「此霊果ヲ公立ノ癩院ニモ蒔キ付ケ美花アラシメタキハ吾人今後ノ希望ニシテ且ツ責任ナリ」との決意を述べている。

また、好善社員藤原鉤次郎の1932（昭和7）年9月17日の日記には、患者総代に「近来患者ノ外出多キヲ嚴重ニ致サスヤウスベシ」と約束させたと記されていて、外出規制が緩かったことを暗示している（好善社編前掲書）。

2. 神山復生病院

神山復生病院は、1889（明治22）年、カトリック神父テストウィードにより静岡県富士岡村に設立された。本多は、「神山癩病院ニ於テ信仰ハ全然自由ナリ。其如何ナル宗教ヲ奉ズルモ奉ゼザルモ問フ所ニアラズ、又院主ガ奉スル天主教ヲ信スベク強ユルコトモ勧誘スルコトナシ」と、カトリックの病院でありながら、信仰が自由であることを特筆している。

その一方で、本多が詳細に報告しているのが、入所者の労働である。復生病院においては、「重症患者ヲ除ク外ノ他ハ必ず一定ノ時間中労働スベシ」という規則があり、これに基づき「未タ体力ノ存スル患者ニ対シテハ多少ノ労働ニ服セシ」め、その内容は「牧畜農業ヨリ掃除、照燈、炊事、割烹、洗濯、裁縫ナド男女各体力ニ相応ナル仕事ニ服セシメ又軽症者ハ相互ニ看護手当を為サシメ」ていた。ただし、重症者の看護を軽症者にやらせるということはなく、重症者に対しては、院長のベルトランと事務を担当する日本人職員とが「医師ノ処方ニナリタル薬餌ヲ与ヘ手当ヲ成シ」ているという。あくまでも、「神山癩病院ニ於テハ総テ働キ得ルモノニハ適當ノ仕事ヲ撰ミテ授ケ」というのが原則であった。

こうした復生病院の患者の処遇を紹介したうえで、本多は院長ベルトランの所見を紹介する。ここでは、ベルトランは「癩病者中ニハ多年乞丐ノ徒ニアリテ放縱無頼ニ日ヲ送りタルモノモ少カラズ。此輩ニ対シテ紀律的抑制モ何ノ効果モナシ、只親切厚情ヲ以テシテ初メテ統括スルヲ得ベシ」という患者管理法を述べ、逃走防止のために患者を「嚴重ニ禁錮」することは「人道ノ許サル所」と断言している。

さらにベルトランは、「普通伝染病舎ノ如ク多数ノ職員ト種々ナル規則ヲ設クルコトハ癩病者ノ為ニ適セズ」と述べる。その理由は「多大ノ費用ヲ要」というだけではなく、「職員ガ博愛的精神